

日進市立香久山小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である。また、どの児童生徒も被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

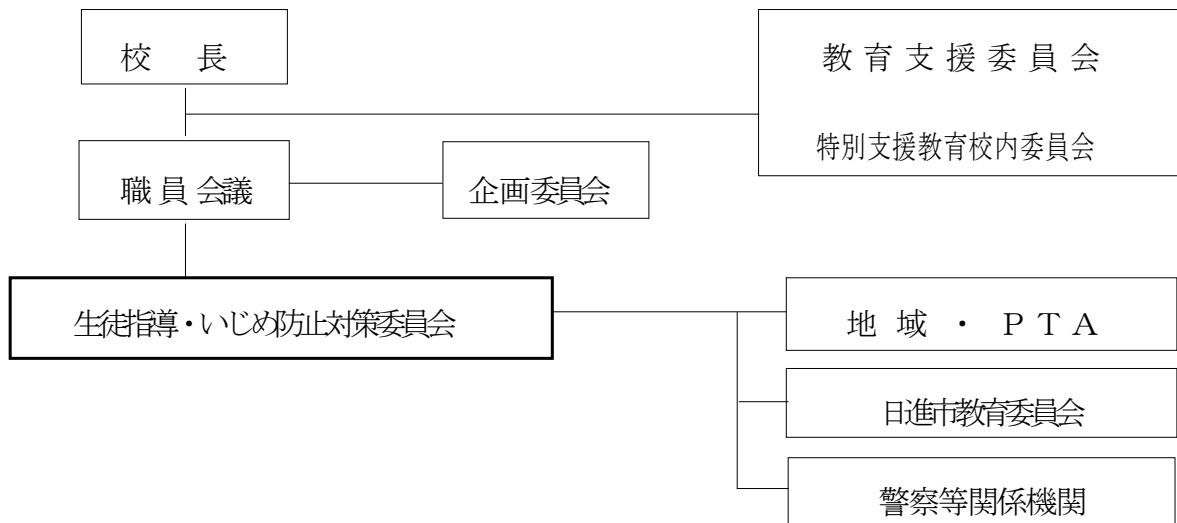
何より学校は、児童生徒が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童生徒一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

(1) いじめ防止対策組織図

「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

校長、教頭、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、養護教諭等で構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を加える。



構成メンバー

- 校長・教頭・教務主任・校務主任・生徒指導主任・養護教諭・学年主任・担任始め全職員
- P T A 関係委員・家庭教育相談員・スクールカウンセラー
- スクールソーシャルワーカー

○ 「生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

香久山小学校では、日進市が設置した日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会（以下「推進協議会」）とその下部組織である「日進西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「西中校区推進協議会」）及び「日進北中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」（以下「北中校区推進協議会」）の設置

を受け、校内に「香久山小学校生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「校内対策委員会」）を組織します。校内対策委員会では、いじめを含む生徒指導上の問題、とりわけいじめの防止を目指し、ささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の学校や教員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。

- 「西中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」及び「北中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進連絡協議会」について

西中学校区及び北中学校区の小中学校におけるいじめを含む生徒指導上の問題を協議し、問題に関して対策を検討し、必要と判断した場合は、「推進協議会」へ諮る。

- 「香久山校区生徒指導・いじめ防止対策委員会」について

「西中校区推進協議会」及び「北中校区推進協議会」の下に、「香久山校区生徒指導・いじめ防止対策委員会」（以下「地区対策委員会」）を組織し、必要に応じて開催する。

【資料1】

（2）「いじめ防止対策組織」の役割

- ア 「香久山小学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認
 - ・ アンケートを行い、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。
- イ 教職員への共通理解と意識啓発
 - ・ 年度初めの職員会議で「香久山小学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
 - ・ いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。
- ウ 児童生徒や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発
 - ・ 随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。
- エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）
 - ・ いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消にむけた指導・支援体制を組織する。
 - ・ 事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
 - ・ 問題が解消したと判断した場合も、その後の児童生徒の様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する取組

（1）本校の取組

- ・ 子どものいじめの未然防止に取り組むとともに、いじめの早期発見、早期対応及び継続した見守りに努める。
- ・ いじめを認知した場合又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに事態を把握するために、校内対策委員会を開催し、対応にあたりとともに、事実関係を日進市に報告し、家庭や保護者・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たる。（「連絡協議会」及び「西中校区推進協議会」及び「北中校区推進協議会」）
- ・ 家庭や保護者・地域社会に対して、個人情報の取り扱いに十分配慮し、必要に応じていじめの現状及び対策に関する情報を提供する。

(2) 家庭の取組

- ・ 家庭では、子どもとの対話を大切にするとともに、子どもに対して「いじめは許されない行為」であることを教える。
- ・ 家庭では、子どもの表情・様子及び行動の変化に気をつけ、いじめを察知した場合は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談する。
- ・ 家庭は、いじめを認知した又は疑いのある場合は、学校・地域社会、必要に応じて関係機関等と連携して解決に当たる。（「連絡協議会」及び「西中校区推進協議会」及び「北中校区推進協議会」）

(3) 地域社会の取組

- ・ 地域社会は、子どもに対する見守り、声掛けを行うほか、それぞれの活動及び行事を通じて、子どもの健全育成に努める。
- ・ 地域社会は、いじめを認知した又はいじめの疑いがあるとの情報があった場合（学校・地域・家庭等から）は、速やかに学校又は日進市に連絡・相談する。

4 いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童生徒には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、警察、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

5 重大事態への対応

- (1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態発生時の対応フロー図」に基づいて対応する。【資料2】
- (2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「生徒指導・いじめ防止対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- (3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

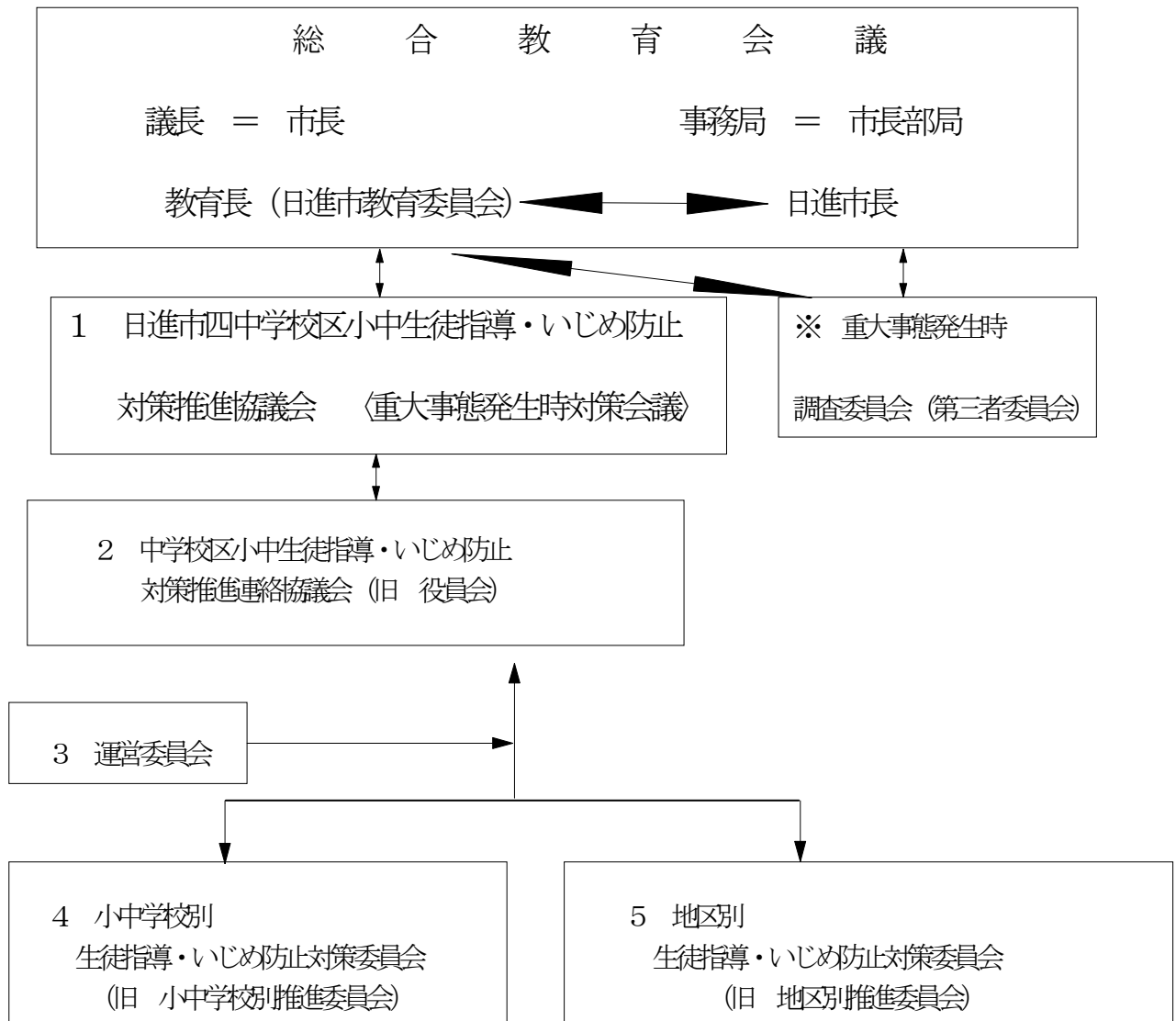
6 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 香久山小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者へのアンケートを実施し、生徒指導・いじめ防止対策委員会等でいじめに関する取組の検証を行う。

7 その他

- (1) 香久山小学校では、いじめ防止に関する校内研修を計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (2) 「香久山小学校いじめ防止基本方針」は、学校のホームページに掲載する。取組の年間計画は【資料3】のとおりである。
- (3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

【資料1】 【組織図】



【構成】

- 1 日進市四中学校区小中生徒指導・いじめ防止対策推進協議会
 <兼 重大事態発生時対策会議> 12名
 - ・ 教育に関する事務に従事する者 (教育委員会事務局 教育長 1名、指導主事 2名)
 - ・ 人権の擁護に関し専門的な知識を有する者 (弁護士 1名)
 - ・ 児童生徒等の権利、発達又は心理に関し専門的な知識を有する者
 (中学校スクールカウンセラー 1名)
 - ・ 児童生徒等の福祉について実務の経験を有する者 (児童課家庭児童相談員 1名)

- ・ 社会福祉に関し専門的な知識を有する者 (スクールソーシャルワーカー 1名)
 - ・ 少年による犯罪及び非行について専門的な知識及び実務の経験を有する者 (警察 OB 1名)
 - ・ 精神疾患又は発達障害に関する医療について専門的な知識及び技能を有する者 (精神科医 1名)
 - ・ 四中学校区の学校長 (学校長 4名)
- ※ 重大事態発生校の校長と生徒指導主事(主任)を説明のため臨時に呼ぶ

2 中学校区小中生徒指導・いじめ防止 対策推進連絡協議会(役員会)

- ・ 会 長 [中学校長]
- ・ 副会長 [小学校長]
- ・ 書 記 [中学校生徒指導主事
・ 主幹教諭]
- ・ 会 計 [中学校教頭]
- ・ 幹 事
小学校生徒指導主任
PTA会長
(中) 地域委員長・副委員長
(小) 安全部長・地域活動部長
区長
保護司
民生児童委員
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会
正・副委員長
少年防犯活動推進委員代表
愛知警察署
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
市教育委員会事務局

3 運営委員会

- ・ 小中学校
校長、教頭、主幹教諭、
生徒指導主事(主任)
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー

4 小中学校別

生徒指導・いじめ防止対策委員会

(小中学校別推進委員会)

- ・ 校長、教頭
- ・ 主幹教諭
- ・ 生徒指導主事(主任)
 - ・ PTA関係委員
 - ・ 家庭児童相談員
 - ・ スクールカウンセラー
 - ・ (スクールソーシャルワーカー)

5 地区別

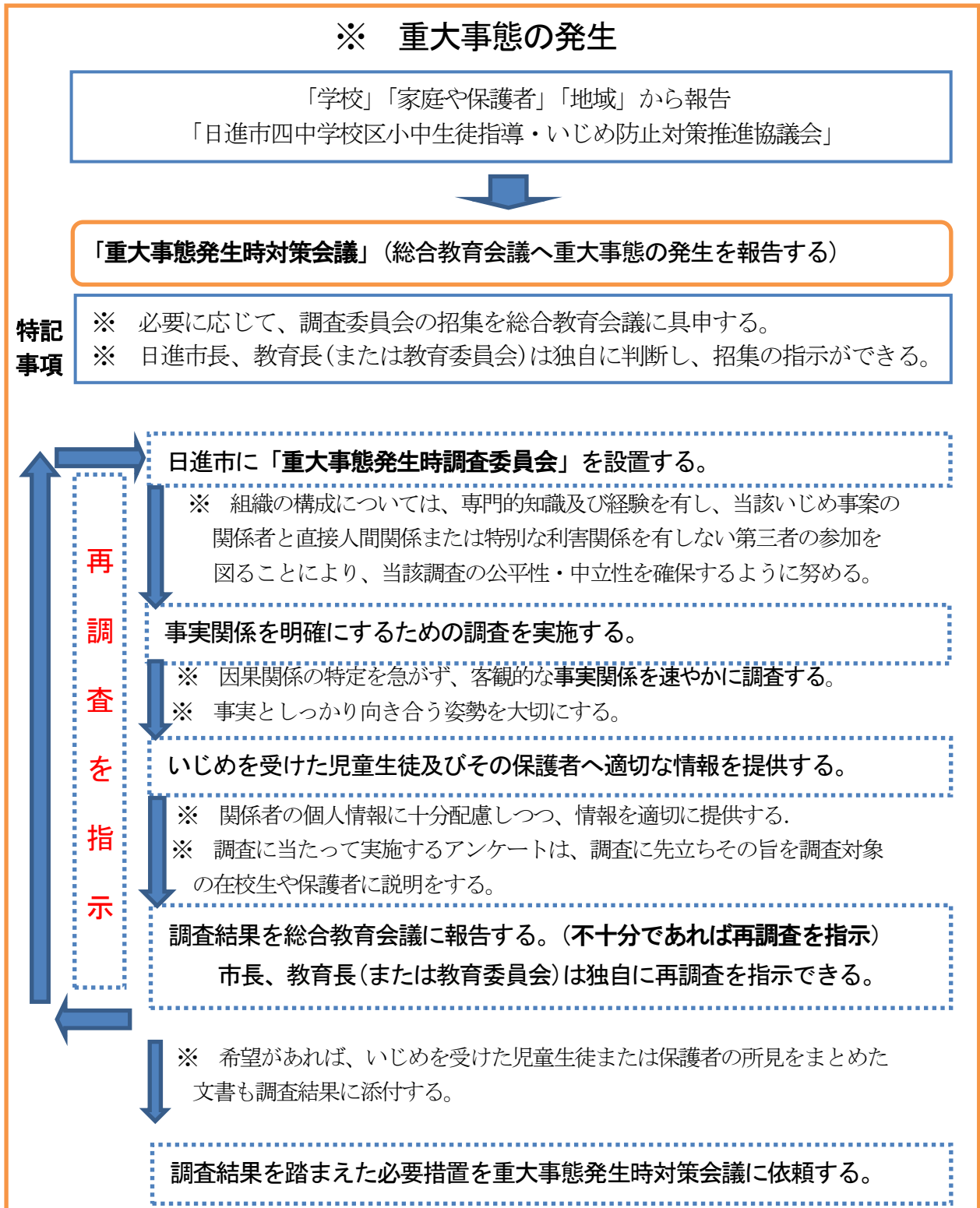
生徒指導・いじめ防止対策委員会

(地区別推進委員会)

- ・ 委員長 [中学校地域委員長]
- ・ 副委員長
[小学校安全部長、地域活動部長]
- ・ 委 員
中学校幹事(PTA地域委員)
区長
主任児童委員
家庭教育推進連絡協議会委員長
少年防犯活動推進委員代表
小・中学校生徒指導主事(主任)
スクールカウンセラー
スクールソーシャルワーカー
市教育委員会事務局

- ※ 重大事態発生時調査委員会 9名
 - ・ 「1 重大事態発生時対策会議」のメンバー（学校長を外した以外の者） 8名
 - ・ PTA関係者（重大事態体験者等） 1名

【資料2】【重大事態発生時の対応フロー図】



通 年	○校内のいじめに関する情報の収集 ○対応策の検討	○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実	○健康観察の実施 ○SCによる相談 ○生活ノート	○「0」の日、交通安全週間に「ふれあいあいさつ運動」実施
--------	-----------------------------	---	--------------------------------	------------------------------

※ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し実施する。

※ 再発防止に向けた取組の検証を「日進市四中学校区小中学生指導・いじめ防止対策推進協議会」において定期的に行う。